

2023年5月30日 全10頁

ISSB が次に策定する基準のテーマとは？

生物多様性、人的資本、人権が優先候補か

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が2023年5月4日に、今後2年間のアジェンダの優先度に関する意見募集（“Request for Information Consultation on Agenda Priorities”）を公表した。
- 「新たなテーマの研究、新たな開示基準の開発」に関する特に優先度の高いプロジェクトとして、①生物多様性、生態系、生態系サービス、②人的資本、③人権、④報告における統合、を挙げている。意見募集の結果に応じて、これらのテーマのうちいずれか、もしくは複数に関する研究や基準開発の検討を進めていくことが予想される。
- ISSB の基準は、わが国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）による日本版の基準策定を通じて、有価証券報告書でのサステナビリティ情報開示に適用されていくと考えられる。ISSB が生物多様性、生態系、生態系サービスや、人的資本、人権に関する基準を策定した場合には、わが国においても当該テーマに関する日本版の基準が作られ、有価証券報告書に適用されることが想定される。

1. ISSB の今後の計画に関する意見募集

ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が2023年5月4日に、今後2年間のアジェンダの優先度に関する意見募集（“Request for Information Consultation on Agenda Priorities”）を公表した¹（意見募集の期限は2023年9月1日）。

ISSB は国際的なサステナビリティ情報の開示基準の策定を行っている。すでに2022年3月に、IFRS S1（サステナビリティ全般に関する開示基準）、IFRS S2（気候変動に関する開示基準）の二つの開示基準の案を公表している²。これらについては2023年6月末までに確定基準が公表される予定となっている。IFRS S1、IFRS S2 はともに2024年1月1日以降の開始事業年度か

¹ <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/05/issb-seeks-feedback-on-its-priorities-for-the-next-two-years/>

² IFRS S1、IFRS S2 の公開草案について、詳しくは、拙稿「企業のサステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準案が公表」（2022年4月22日、大和総研レポート）、「企業の気候変動情報の開示に関する国際的な基準案が公表」（2022年4月22日、大和総研レポート）を参照。

らの適用が予定されている（わが国の企業への適用については3. わが国への影響で後述する）。

IFRS S1、IFRS S2 の確定基準が公表された後に関しては、ISSB は今回の意見募集に基づき2023年第4四半期から2024年第1四半期まで審議を行い、その後、作業計画を実行していくこととなる。ISSB の作業計画としては、主に次のようなものが挙げられている。

- (A) 新たなテーマの研究、新たな開示基準の開発
- (B) ISSB の基準の導入サポート（ガイダンスの公表など）
- (C) 対象を絞った ISSB の基準の改善に関する研究
- (D) サステナビリティ会計基準審議会（SASB）スタンダードの改善（産業別基準に関する研究・設定の推進を含む）
- (E) ISSB と国際会計基準審議会（IASB）の要求事項のコネクティビティの確保
- (F) ISSB の基準と他のサステナビリティ基準の相互運用性の確保
- (G) ステークホルダーとの対話

このうち、(B) ～ (D) は基盤となる作業の一部であり、(E) ～ (G) は ISSB の活動の中核とされている。今回の意見募集では、特に、(A) ～ (D) について優先度の順位付けが求められている。

さらに、ISSB は今後の作業計画に加わる可能性のある (A) について、特に優先度の高いプロジェクトとして以下の①～④を挙げている。この4つを特定する上では、IFRS S1、IFRS S2 の公開草案へのコメント、既存のサステナビリティ情報開示基準、各国の規制などを含む、多くの資料やデータが考慮された。

- ①生物多様性、生態系、生態系サービス
- ②人的資本
- ③人権
- ④報告における統合

4つのプロジェクトはいずれも大規模なものであり、ISSB のキャパシティも限られているため、今後2年間に全てを大幅に進めることができる可能性は低いと ISSB は考えている。ISSB は今回の意見募集の中で、1つか2つのプロジェクトに集中的に取り組むか、より多くのプロジェクトのそれぞれにおいて少しずつ進捗を目指すか、といった決定をする可能性に言及している。意見募集では、上記のうち1つのプロジェクトを選択するか、複数のプロジェクトについて優先度を付けることが求められている（①～④以外のプロジェクトを提案することもできる）。

いずれにせよ、ISSB の審議において上記①～④のテーマが次の検討対象となる可能性は高い。本稿では、ISSB の意見募集などを参考に、各テーマの具体的な内容、基準策定上の課題、他の開示基準や他国の規制との関係について述べる。

2. ISSB の次のテーマ候補

①生物多様性、生態系、生態系サービス

生物多様性、生態系、生態系サービス（BEES：Biodiversity, ecosystems and ecosystem services）とは、生物多様性条約や環境省の公表資料などを参考にすると次のような意味であり、それぞれ関連し合っている。また、BEES は気候変動を含む他の環境のテーマや社会のテーマにも深くつながっている。

【生物多様性】

全ての生物の間の変異性。「種内の多様性」（同じ種でも異なる遺伝子を持つことで形、模様、生態などに多様な個性があること）、「種間の多様性」（いろいろな生きものがあること）、「生態系の多様性」（いろいろなタイプの自然があること）が含まれる³。

【生態系】

例えば、森林や海洋、熱帯雨林やマングローブといったように、植物、動物、微生物といった生物の群集と、これを取り巻く非生物環境が相互に影響し合って形成されるまとまり。

【生態系サービス】

健全な生態系から得られる自然の恵み（経済活動その他人間活動に用いられる便益）。例えば生態系による気候の調節、原材料・水の供給、花粉の媒介、害虫と洪水の制御など。

経済活動を含む全ての人間の活動は BEES に依存しているとともに、BEES の維持もまた人間に依存している。消費、生産、貿易、技術革新は、陸域と海域の利用の変化、生物の直接採取（漁業や狩猟など）、気候変動、汚染、外来種の侵入を引き起こし、これらは全て BEES の喪失の要因となる。BEES の喪失は例えば原材料の供給への悪影響などを通じて企業の財務リスクをもたらす。一方で、企業は BEES の保全、保護、回復に貢献し、ビジネスのレジリエンスを向上させることもできる。こうした BEES の問題は投資家から注目されており、優先すべきテーマに挙げられている。

BEES に関する投資家のニーズを満たす上での課題として次のようなものが挙げられている。これらの課題に対処していく上で、本プロジェクトにおいて各種のリサーチを実施することを ISSB は想定している。

- 開示における BEES 関連のトピック・サブトピックの定義、整理、分類、基準設定のために何を優先すべきかについてのコンセンサスの欠如
- 他のサステナビリティ関連のリスク・機会との重複
- BEES 関連のリスクと機会は、場所、ビジネスモデル、経済活動、業界などの特異性によって大きく異なること

本プロジェクトの範囲に含まれる可能性がある潜在的な BEES 関連のサブトピックは下記の通りである。

³ カッコ内は環境省ウェブサイト (<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>) より。

- A) 水（淡水、海洋資源、生態系の利用を含む）
- B) 土地利用および土地利用の変化（森林伐採を含む）
- C) 汚染（大気、水、土壌への排出を含む）
- D) 資源開発（材料調達とサーキュラーエコノミーを含む）
- E) 外来種の侵入

本プロジェクトの実行にあたっては既存の開示基準設定機関の資料などが参考にされ得る。例えば、GRI（Global Reporting Initiative）が作成したGRIスタンダードにおいては、「水と廃水」や「生物多様性」に関する開示項目が設定されており、「生物多様性」については次のような開示が求められている。

- 保護地域や生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト（所在地、保護地域等との位置関係、事業形態、面積など）
- 活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト（汚染や種の減少などのインパクトの性質、インパクトを受ける生物種、地域、期間など）
- 生息地の保護・復元（規模、所在地、状況など）
- IUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト（絶滅の恐れがある生物種リスト）、国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数（絶滅危惧レベル別に）

また、SASB（サステナビリティ会計基準審議会、現在はISSBに統合されている）が作成した、産業別の開示事項を定めるSASBスタンダードにおいては、例えば鉱工業企業に対して、取水量、排水量、水に関する規制違反などの数、活動拠点の環境管理方針と実践の説明などの開示が求められる。

そのほか、他国の規制を見てみると、EUにおいて2023年1月に発効されたCSRD（企業サステナビリティ報告指令）で求められる開示を企業が行う際には、ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）という基準に沿う必要がある。ESRSは現在まだ案段階だが、環境に関連するテーマとして、気候変動のほか、汚染、水と海洋資源、生物多様性と生態系、資源利用とサーキュラーエコノミーに関する基準が設けられている。このうち、生物多様性と生態系では、生物多様性と生態系に関する移行計画、戦略とビジネスモデルのレジリエンス、影響・リスク・機会を特定・評価するプロセス、生物多様性と生態系に関する方針、生物多様性と生態系に関連する活動とリソース、各種の指標と目標などを開示することが求められている。

上記の基準・規制に加え、もう一つ注目すべきものとして、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）のフレームワークが挙げられる。TNFDは2021年に設立され、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）同様、企業が投資家に対して自然資本（生物多様性を含む）に関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の情報を開示するためのフレームワークを作成することを目的としている。TNFDのフレームワークはドラフト（ベータ版）が公表され

ており、最終版は2023年9月に公表される見込みである⁴。IFRS S2にはTCFDのフレームワークが多く反映されていることに鑑みると、TNFDのフレームワークの内容も把握しておく必要があるだろう。

②人的資本

人的資本とは、企業の労働力を構成する人々に関連するもので、IIRC（国際統合報告評議会、現在はISSBに統合されている）が作成した国際統合報告フレームワークと整合的にいえば、人々の能力、経験、イノベーションへの意欲のことである。企業の労働力の管理と労働力への投資は、長期的な価値提供能力に直接影響する。人的資本の管理には、労働力の構成、労働力の安定性、多様性・公平性・包摂性（DEI）、研修と開発、健康・安全・幸福（ウェルビーイング）、報酬が含まれる。こうした人的資本の管理に関する情報に対する投資家のニーズは大きく、企業側も開示のための明確なガイダンスを求めている。

投資家のニーズを満たす上での課題として次のようなものが挙げられており、ISSBは各種リサーチを行っていくことを考えている。

- 人的資本の管理の多面性と、様々なビジネスモデル、経済活動、管轄区域におけるリスクと機会の表れ方の違い
- 一部の法域において労働力データの収集が法的に禁止されていること
- 一部の情報の開示に関する競争上の機微（sensitivities）
- 本質的に測定が難しい人的資本の側面（職場文化など）
- 代替労働力、自動化、AIの利用など、急速に進化しているものの十分に確立されていないその他の側面
- 関連する社会的影響、価値観、文化を管理する上での個々の企業の果たすべき役割についての理解

人的資本に関するサブトピックは、下記の通りである。

- A) ウェルビーイング
- B) 多様性・公平性・包摂性（DEI）
- C) 従業員エンゲージメント
- D) 労働力への投資
- E) 代替労働力
- F) バリューチェーンにおける労働条件
- G) 労働力の構成とコスト

⁴ TNFDのフレームワークのベータ版について、詳しくは太田珠美「[TNFDが提唱する自然資本に関する情報開示](#)」（2023年1月10日、大和総研レポート）を参照。

人的資本に関しても他の基準などが参考にされ得る。GRI スタンダードでの人的資本に関する開示事項は、従業員の育児休暇や労働安全衛生に関する説明、研修時間や男女間賃金格差、人権に関する説明など、多岐に及ぶ（図表 1）。

図表 1 GRI スタンダードにおける人的資本に関する開示事項（例）

項目	開示事項(例)
雇用	従業員の新規雇用数・離職数
	非正規社員には支給されない手当
	育児休暇を取得した従業員数(男女別)
労使関係	事業上の変更に関する最低通知期間
労働安全衛生	労働安全衛生管理システムに関する説明
	労働関連の危険性、リスク評価に関するプロセス
	労働者の健康増進に関する説明
	労働関連の傷患者数、疾病・体調不良の発症数
研修と教育	従業員一人あたりの年間平均研修時間(性別・従業員区分別)
	従業員スキル向上プログラムの種類
	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合
ダイバーシティと機会均等	ガバナンス機関の構成メンバー・従業員の性別、年齢別割合
非差別	基本給と報酬総額の男女比
結社の自由と団体交渉	差別事例の総件数、事例の状況・実施措置
児童労働	権利に関するリスクがある事業所・サプライヤー
強制的労働	児童労働のリスクがある事業所・サプライヤー
保安慣行	強制的労働のリスクがある事業所・サプライヤー
先住民の権利	人権方針、手順について研修を受けた保安要員
人権アセスメント	先住民族の権利を侵害した事例の総件数、事例の状況・実施措置
	人権レビューなどの対象とした事業所
	人権方針や手順に関する従業員研修の総時間数、受講従業員の割合
	人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合

(注 1) 上記はあくまでも例であり、全ての開示事項を網羅したものではない。

(注 2) 上記のような全セクターに対応した基準のほか、石油・ガス、石炭、農業・水産養殖・漁業については別途セクター別基準が定められている。

(出所) Global Reporting Initiative「GRI スタンダード」より大和総研作成

SASB スタンダードでは、例えば鉱工業企業に対しては従業員の健康と安全に関して、死亡率、ヒヤリハット頻度率、健康・安全・緊急対応に係る研修の平均時間などの開示項目が設定されている。

EU の ESRS 案では、「自社の労働者」や「バリューチェーンの労働者」に関する開示事項が設定されている（図表 2）。労働者とのエンゲージメント、多様性、適正賃金、研修・開発、安全衛生、ワークライフバランスなど、広く開示事項が設定されている。

図表2 「ESRS S1 自社の労働者」案の概要

一般開示事項	・労働者に関する重大なリスク・機会 ・当該リスク・機会と自社の戦略・ビジネスモデルの関係 など
労働者に関する方針	・労働者に関する重大なリスク・機会、労働者への重要な影響の管理に関する方針 など
労働者との対話のプロセス	・対話のプロセス、頻度、方法 など
負の影響を是正するプロセス、労働者が懸念を提起するチャンネル	・苦情相談のチャンネル など
労働者への重大な影響に対する措置	・労働者への重大な悪影響を防止、軽減、是正するための行動計画 など
目標	・労働者への悪影響を軽減する、プラスの影響を与える、重要なリスクと機会を管理するための目標 など
従業員に関する説明	・男女別、地域別、区分別の労働者数、離職率 など
非従業員の労働者(注1)に関する説明	・企業との関係、仕事の種類 など
団体交渉の範囲	・労働条件、雇用条件が団体交渉協定によって決定、影響される程度 など
多様性指標	・管理職の性別分布 など
適切な賃金	・適用されるベンチマークに沿って、自社のすべての労働者に適切な賃金が支払われているかどうか など
社会的保護	・労働者が主要なライフイベント(病気、出産など)による収入の喪失に対する社会的保護によってカバーされているかどうか など
障害者	・労働者に占める障害者割合 など
研修・スキル開発指標	・従業員1人あたりの平均研修時間数 など
安全衛生指標	・業務上の負傷および業務上の病気による死亡者数 など
ワークライフバランス指標	・家族関連の休暇を取る資格のある従業員の割合 など
報酬指標	・女性と男性の間の賃金格差 ・Pay Ratio など
インシデント	・労働関連のインシデントや深刻な人権問題の数 など

(注1) 主に「雇用活動」に従事する企業によって提供される労働者などを指す。

(注2) 上記は開示事項の全てを網羅したものではない。

(注3) 企業の従業員数や重要性によって各開示項目の要否が異なる。

(注4) 「一般開示事項」～「目標」までは、「ESRS S2 バリューチェーンの労働者」の基準においても開示が求められている。

(出所) EFRAG, “Draft ESRS S1 Own workforce” Nov 2022 より大和総研作成

人的資本に関しては、わが国においても有価証券報告書での開示が求められている⁵。有価証券報告書では、一定の企業に対して、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差の開示が求められている。また、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針、社内環境整備に関する方針や、その方針に関する指標の内容、指標を用いた目標、実績を開示することとされている。このように、わが国において足元では各種開示基準やEUの規制のような細かい開示項目は設定されていない。ただし、仮にISSBが人的資本に関するプロジェクトを開始し、基準を設定した場合には、将来的にわが国の企業もそれに沿った開示が求められる(詳しくは3.で後述する)。人的資本に関する情報開示のニーズが広がっている今、あらかじめ既存の開示基準などもチェックしておくことが有効であると考えられる。

⁵ わが国の有価証券報告書での人的資本に関する開示について、詳しくは拙稿「[開示府令の改正が公布・施行](#)」(2023年2月7日、大和総研レポート)を参照。

③人権

人権は、人間であるという理由で全ての人に属する基本的な権利と自由であり、生存権といった最も基本的な権利から、食糧、教育、労働、健康、自由に関する権利などの人生を生きる価値のあるものとする権利まで、多岐にわたる。企業は複雑化するサプライチェーンにおいて児童労働、強制労働、奴隷労働といった人権に関するリスクを管理することが難しくなっている。人権に関するリスクが顕在化した場合に企業の財務に与える影響は大きく、投資家も人権に関する情報の開示を求めている。

投資者のニーズを満たすにあたっての課題としては次のようなものが挙げられ、ISSB の各種リサーチによる対処が想定されている。

- 人権デューデリジェンスの測定と比較の難しさ
- 他のサステナビリティ問題との重複
- 法域や文化による人権関連のトピックの定義や見解の違い
- 業種特有の人権関連リスクの発現から生じる基準設定の複雑さ
- バリューチェーンにおけるリスクと影響を考慮する際に内在する実務的・技術的問題

人権は、人的資本に関する問題と深くつながっている。ISSB が提案する人的資本、人権に関するプロジェクトには、両者の境界やつながりを明確にすることも含まれる。ISSB がリサーチ、アウトリーチしたところ、特にバリューチェーンにおける労働者の権利にフォーカスした人権に対して投資家は関心を持っているという。既存の基準・規制における人的資本と人権のつながりに関していえば、例えば GRI スタンドアードでは、人的資本に関する開示事項に係る図表 1（前掲）において、児童労働、強制労働、人権アセスメントなどの開示事項が定められていることを確認した。また、EU の ESRS 案においては、図表 2（前掲）のように「ESRS S1 自社の労働者」が設定されているが、「ESRS S2 バリューチェーンの労働者」という基準も設定されており、バリューチェーン内の人権についてはこちらを参照することも考えられる。人的資本と人権の関連性にも留意する必要があるだろう。

④報告における統合

IFRS S1 の公開草案では、つながりのある情報（connected information）について、企業は投資家などが下記を評価できるようにする情報を提供しなければならないとされている。

- 様々なサステナビリティリスク・機会の間のつながり
- リスク・機会に関する情報が、どのように財務諸表の情報と結びついているか

IFRS S1、IFRS S2 はサステナビリティ、気候関連のリスク・機会の財務への影響を開示することを要求しており、サステナビリティ情報と財務情報を関連付けているものと考えられてい

る。

報告における統合（Integration in reporting）は、つながり（connectivity）の概念をさらに一歩進める。このプロジェクトは、次の間の相互依存性、相乗効果、トレードオフに関する集合的な考慮も含んでいる。

- 一般目的財務報告で示される様々なリソースとリレーションシップ
- 企業が自身と投資家のために生み出す価値が、企業が他のステークホルダー、社会、自然環境に対して生み出す価値とどのように密接に結びついているか

ISSB は、報告における統合を通じて、投資家などがより理解しやすい方法で、財務パフォーマンスとサステナビリティパフォーマンスの関連性を明示的、効率的、効果的に伝えることが可能になると考えているようだ。

このプロジェクトでは、IFRS S1、IFRS S2 における検討に関する進捗を基礎にして、企業がサステナビリティ関連の財務情報を他の定性的・定量的な財務情報とどのように統合するかについてのガイダンスを開発する可能性がある。また、財務とサステナビリティ情報開示を統合する企業報告フレームワークの確立にもつながる可能性がある。さらに、ISSB は IASB の公開草案である「経営者による説明」と国際統合報告フレームワークの類似点と相違点をリサーチする可能性もあると述べている。その場合、IASB と協力して、正式な共同プロジェクトとしてこのプロジェクトを推進することも検討しているようである。④統合における報告は、①～③のような具体的なサステナビリティに関するテーマにフォーカスしたものではないが、サステナビリティ情報と企業価値に関する情報を包括的に投資家に伝えるための重要なプロジェクトであろう。

3. わが国への影響

ここまで確認した通り、ISSB は 2023 年 6 月末までにサステナビリティ全般、気候変動に関する国際的な基準を確定させ、今後 2 年間で①生物多様性、生態系、生態系サービス（BEES）、②人的資本、③人権、④報告における統合、のいずれか、もしくは複数に関するプロジェクトを進めていくことを考えている。今後例えば①～③に関する新たな開示基準が策定されることも予想される。これらの基準はわが国の企業にどのような影響を与えるのだろうか。

ISSB は基準を策定する機関であり、一定の企業に対して基準に準拠することを求めているわけではない。ISSB の基準の適用を企業に対して要求するか否かは、あくまでも各国の当局が定めることである。

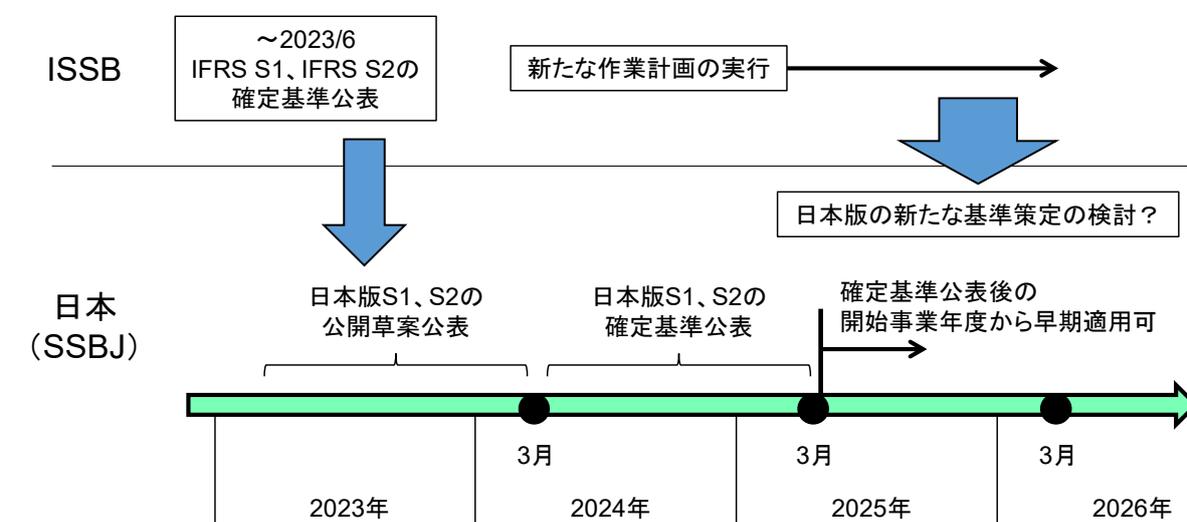
わが国においては、2022 年 7 月にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設立され、ISSB の基準を踏まえて、日本版のサステナビリティ情報開示基準の策定が進められている。SSBJ の基準が策定されたのちに、法令の改正を通じてわが国の有価証券報告書での開示に反映されるこ

とが想定されている。

SSBJ は足元において、まずは IFRS S1、IFRS S2 に相当する日本版の基準（日本版 S1 基準、日本版 S2 基準）の開発を進めている。日本版 S1 基準、日本版 S2 基準については、2023 年度中に公開草案を公表し、2024 年度中に確定基準を公表することを目標としている。目標通り基準が策定された場合、確定基準公表後（遅くとも 2025 年 4 月 1 日以後）に開始する事業年度から早期適用が可能となる予定である。つまり、3 月期決算の企業であれば、2026 年 3 月期の有価証券報告書から早期適用が可能になるということである。強制適用時期については不明であるが、早期適用が上記の通りであるため、早ければ 2027 年 3 月期の有価証券報告書以降と予想される。

また、SSBJ は原則として、ISSB が規範性があると位置付けた文書はわが国でも規範性があるものとして取り込んでいくとしている。つまり、ISSB が BEES や人的資本、人権に関する新たな開示基準を策定した場合には、SSBJ が同じテーマに係る日本版の基準を策定することが考えられる。こちらについても同様に、基準を策定したのちに有価証券報告書での開示に反映されることが想定される。わが国における更なるサステナビリティ情報の開示拡充については、今回の意見募集を含め、ISSB の今後の動向をフォローしていくことが重要である。

図表 3 ISSB 基準の策定とわが国への影響に関する今後のスケジュール



(出所) 国際サステナビリティ基準審議会、サステナビリティ基準委員会各種資料より大和総研作成